

第 2 部  
逐条解説

Chapter 1

法の構成

(目次・章関係)

## 目次・章関係

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 差止請求，損害賠償等（第三条―第十五条）
  - 第三章 国際約束に基づく禁止行為（第十六条―第十八条）
  - 第四章 雑則（第十九条―第二十条）
  - 第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）
  - 第六章 刑事訴訟手続の特例（第二十三条―第三十一条）
  - 第七章 没収に関する手続等の特例（第三十二条―第三十四条）
  - 第八章 保全手続（第三十五条・第三十六条）
  - 第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等（第三十七条―第四十条）
- 附則

現行の不正競争防止法は，平成5年にそれまでの不正競争防止法（旧法）の内容を全面的に改める形で制定され，その後，平成21年まで累次部分改正を行い，条文が整備・拡充されてきている。

平成23年改正では，営業秘密侵害罪に係る事件について秘匿決定，公判期日外の証人尋問等の刑事訴訟手続の特例を定める多数の条文が新設された。これに伴い，不正競争防止法の条文数が22箇条から31箇条に増加するとともに，内容面でも，不正競争防止法において規制対象となる行為内容に係る規定，差止請求等の民事的救済に係る規定，不正競争防止法に基づく刑事罰に係る規定に加えて，営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続に係る規定と，民事及び刑事の両面にわたる実体規定及び手続規定を備えたものとなった。

近年，条文数が30箇条を超えて，内容面でも多岐にわたる法律の場合，章別構成とした上で冒頭に目次を設け，その全体構成が分かるようにしている。不正競争防止法についても同様に，条文を体系的に整理し，内容的に近似するものを6つの章に構成して，それぞれに章名を追加するとともに，冒頭に目次

を設けて、分かりやすい法律となるようにした。

さらに、平成 27 年改正では、営業秘密侵害罪に当たる行為によって得た財産等の任意的没収・追徴に係る規定が設けられたことに伴い、没収に関する手続等の特例（第 7 章）、没収及び追徴の保全手続に関する規定（第 8 章）、没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等に関する規定（第 9 章）が設けられ、合計で、条文数が 42 箇条、9 つの章から成る法律となった。